

開発改善ニュース

商品案内の「ケース規格」と「バラ規格」の注文間違いを無くすために斜線を入れました。

組合員さんの声

「鹿児島の黒酢ドリンク」12本入りの箱が欲しかったのに、間違えて注文してバラ2本しか届きませんでした。商品案内が見にくい気がします。

改善前 16号商品案内



組合員さんの声で、商品案内は改善されています。ぜひ皆さんのお声をお寄せください。

コープベル ☎ 0120-706-887

Report 商品安全検査センター

【東海コーポ商品安全検査センターとは…】

東海3県の3生協で「東海コーポ」を作り、商品を共同仕入れています。東海コーポは、メーカーさんや農家さんと、書類で約束を交わします。その約束が守られているか点検するのが、商品安全検査センターの役割です。



例えは…
メーカーさん



このワインナーは、
添加物を減らして
造ろうね



東海コーポ商品安全検査センター



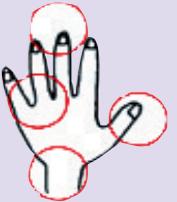
手洗いの重要性

冬になると、インフルエンザやノロウイルスなどによる胃腸炎などが流行しますが、どのような対策を行っていますか？外から戻ったらうがいをしたり、外出する時はマスクをしたり…と人によって様々だと思います。マスクやうがいをして、空気中に漂うウイルスが鼻やのどの粘膜に付着するのを予防することはよく行われます。一方、手洗いは直接関係ないように見えますが、何で重要なのでしょうか？今回は「手洗い」に着目したいと思います。風邪やインフルエンザの予防はもちろん、食中毒を防ぐためにも大切な手洗いを見直してみましょう。

流行期には多くの人の手に触れるもの、たとえばドアノブやエスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなどにウイルスなどが付着していることがあります。それを触りウイルスが移った手で自分の目や鼻に触れ、粘膜にウイルスを感染させることができます。食中毒菌やノロウイルスも同様な経路で体内に入り、腸で感染します。これらを入り口で防ぐには、手洗いが大切であるとお解り頂けると思います。手には体の汚れ、ホコリや土などの外部の汚れ、そしてウイルスなどが付着しています。これらの汚れで、食品や調理器具を汚染しないためにも、またインフルエンザや胃腸炎を予防するにも手洗いが重要になります。

トイレの後の手洗い

細菌は1~数μm程度 ($1\mu\text{m} = 1/1000\text{mm}$) の目には見えない大きさです。トイレットペーパー数枚程度なら通り抜けてしまう場合もあります。便の約半分は細菌や細菌の死骸なので、トイレ使用後の手洗いは重要です。



汚れが残りやすい部分

指先（爪の周り）、指の付け根、親指、手首などが汚れが残りやすい部分です。手のしわの部分、手荒れ、キズにも細菌がいます。

手を洗うとき

調理の前はもちろん、調理中に生の肉・魚介類を触った後や、食事の前には必ず手を洗いましょう。またトイレに行ったり、ゴミ箱にさわったり、おむつ交換したり、ペットにふれた後には、忘れずに手を洗いましょう。

制度をご利用いただく条件

制度対象者	登録時の確認書類
①組合員本人を含め「同居家族全てが満年齢65歳以上」の世帯の方。(1人暮らし含む)	・申込書
②組合員本人又は配偶者の妊娠・出産で、母子手帳発行から4歳誕生日後の4月1日までが対象。	・申込書 ・母子手帳の提示
③組合員本人又は同居の家族が「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・障がい者手帳の提示
④組合員本人又は同居の家族が「療育手帳」の交付を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・療育手帳の提示
⑤組合員本人又は同居の家族が「特定疾患医療受給者証」の交付を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・受給者証の提示
⑥組合員本人又は同居の家族が「小児慢性特定疾患医療受給者証」の交付を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・受給者証の提示
⑦組合員本人又は同居家族が「身体障がい者手帳」の交付を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・障がい者手帳の提示
⑧組合員本人又は同居家族が「介護保険被保険者証」を交付されて、「要介護認定」を受けておられ、共同購入、継続した店舗利用が困難な場合。	・申込書 ・介護保険被保険者証の提示

ほほえみ制度

個人宅配の料金が安くなる「ほほえみ制度」があると聞きました。制度について教えてください。

A 「ほほえみ制度」とは福祉の視点から宅配利用料が減額される制度です。宅配をご利用される場合、通常1回当たりの利用料262円が157円になります。この制度をご利用いただくには、組合員ご本人様からのお申込みが必要です。

お申込方法

- 専用の申込用紙に必要事項をご記入の上、配達担当者、もしくは最寄の配送事業所へご提出ください。
- ※申込用紙がない場合は、配達担当者または最寄の配送事業所にご連絡ください。
(コープぎふホームページからも印刷できます。)
- 書類提出の際、必要とする手帳や証書の提示をお願いします。担当者が確認させていただきます。
- ※生協担当者が直接、手帳や証書を確認できない場合、コピーの提出をお願いすることができます。
- 減額の開始は、「ほほえみ制度」登録後からとなります。ご利用明細書にてご確認ください。

ご注意

- 制度ご利用中に適用条件から外れたとき、またはご登録内容に変更のある場合は生協の配達担当者、もしくは最寄の配送事業所にお申し出ください。

宅配利用料の月額上限制度

Q 個人宅配の料金が、1ヶ月利用すると安くなる制度があると聞きました。料金を教えてください。

A 個人宅配をご利用の方に、「宅配利用料の月額上限制度」を設けています。4回以上ご利用いただきますと、1回あたりの宅配利用料がお得になります。

月度(前月16日～当月15日)に、宅配を1～3回ご利用いただいた場合、宅配料金は【1回当たりの宅配利用料 × ご利用回数】となります。宅配利用料は月額840円を上限としていますので、4回以上ご利用いただくと、

宅配利用料

通常	月度の利用回数	宅配利用料
	1～3回	1回あたり262円
ほほえみ制度	4回以上	月額840円
	月度の利用回数	宅配利用料
ほほえみ制度	1～3回	1回あたり157円
	4回以上	月額525円

※月度の利用回数は前月16日～当月15日の期間で数えます。

1回当たりの利用料がお得になります。ほほえみ制度をご利用の場合の月額上限は525円です。